

平成 20 年

第 3 回市議会定例会 議案 16 号

函館市食品衛生法施行条例の一部改正について

函館市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 9 月 8 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

函館市食品衛生法施行条例（平成 17 年函館市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 11 項を第 12 項とし，第 10 項の次に次の 1 項を加える。

11 健康被害等に関する報告

- (1) 食品等を製造し，加工し，または輸入した営業者が当該食品等に起因すると医師により診断された健康被害（当該食品等に起因することが疑われると診断されたものを含む。）に関する情報を消費者から受けた場合は，速やかに，保健所長に報告すること。
- (2) 販売する食品等が法の規定に適合していない事実を発見した場合は，当該食品等に関する情報を，速やかに，保健所長に報告すること。

附 則

この条例は，平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

(提案理由)

食品衛生法施行規則の一部改正等に伴い、営業者が公衆衛生上講ずべき措置に関する基準に健康被害等に関する報告の規定を加えるため